プロジェクト

項目 第 40 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 40 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 10 月 3 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 40 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出に関する開示（審議事項A2-1関連）

（審議事項 A2-1 全体に対する意見）

2. 今回の議論は「GHG プロトコル（2004 年）」に従って温室効果ガス排出を測定した場合を前提としており、温対法に従って測定した場合については対象外という理解でよいか、確認したい。

（SSBJ 基準独自の選択肢の追加に対する意見）

3. マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量が、企業の実態や削減努力を反映する指標であるという認識が広がっていると考える。一方で、気候基準案では、ロケーション基準が主で、マーケット基準が従であるという印象を受ける。ISSB 基準において、ロケーション基準は、マーケット基準による測定が困難である法域を考慮し定められたものと理解しているが、制度が整っている法域が、整っていない法域にあわせることには疑問を感じる。ただし、特に海外子会社が多い企業は、マーケット基準による測定が困難な場合があることも理解し得る。したがって、マーケット基準による開示を、SSBJ 基準独自の選択肢として位置づける事務局の提案を理解する。

4. ISSB 基準における「契約証書」の定義には、非化石証書等のみならず、あらゆる電力契約が含まれると理解している。そうであれば、修正案の「利用者の理解のために必要な契約証書」を有していない場合は、あまり想定されないのではないか。ISSB

基準に基づく「契約証書」の定義が曖昧な状況において、「契約証書」の重要性等にかかわらず、マーケット基準による開示をオプションとして設ける公開草案の提案は合理的であると考える。なお、海外子会社等においてマーケット基準の排出係数を用いることが困難な場合があるとの問題点については、「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」においてロケーション基準の排出係数を用いることも可能とされているため、対処されていると考えられる。

5. マーケット基準による開示を SSBJ 基準独自の選択肢として追加するのであれば、ISSB 以外の動向についても留意する必要がある。特に「GHG プロトコル(2004 年)」は現在改正作業中であり、改正によってマーケット基準の考え方が厳格化される場合は、測定実務に大幅な変化が生じることが考えられる。この点について、当委員会としての対応方針を現段階から検討すべきである。

6. 温室効果ガス排出目標は、マーケット基準を基礎として設定するケースが一般的であると認識している。企業が温室効果ガス排出目標を設定している場合、気候基準案第 97 項(1)において、目標に対する企業のパフォーマンスの開示が要求されているため、上記のケースにおいては、気候基準案第 56 項及び第 57 項にかかわらず、「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量」を開示する必要があるという理解でよいか、確認したい。

7. 気候基準案第 56 項及び第 57 項(2)に従って、ロケーション基準及びマーケット基準に基づくスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示する場合であっても、それぞれに対する温室効果ガス排出目標の設定は必須ではなく、気候関連の目標はあくまでも企業が設定するものであるという点について、ガイダンス等において明確化が必要ではないか。

（気候基準案第 57 項に対する意見）

8. 修正案の記載によると、一般的に使用されている契約証書の言葉の意味合いと連動して、公開草案において想定していたものよりも狭く解釈される懸念がある。したがって、修正前の記載のままとするか、又は「利用者の理解のために必要な」という要件は、柱書きではなく(1)に記載することが考えられる。

9. 修正案における「利用者の理解のために必要な」という要件は、SSBJ 基準そのものの前提であると考えられるため、あえて記載する必要があるかどうかを検討する必要がある。

10. SSBJ 基準が強制適用されるような規模の企業においては、ロケーション基準による開示に加えて、マーケット基準による開示が実務において一般的になると推測する。一方で、「利用者の理解のために必要な」という記載は抽象的であるため、「利用者が企業の削減努力を理解するのに必要な」という意味合いであることを解説記事等で示すべきである。それによって、マーケット基準による開示も促進されると考える。

11. 「利用者の理解のために必要な」という要件については、「スコープ 2 温室効果ガス排出量を理解するために必要な」契約証書に関する情報であることが重要である。ISSB 基準の文言は不明瞭であるため、SSBJ 基準においては国際的な整合性を図りつつ、誤解が生じないように補足説明をする必要がある。また、契約証書そのものの定義についても、日本の実態を勘案し、例えば非化石証書等の取扱いについての補足説明が必要である。

12. 「利用者の理解のために必要な」という概念は、「重要性がある」という概念よりも厳格な要件なのか、確認したい。後者は、情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合であるが、前者については、利用者が理解したうえで、意思決定に影響しない場合もあると解釈できる。

13. 修正案の記載では、利用者の理解のために必要な契約証書を有していない場合は、マーケット基準による開示についても不要であると解釈できるが、「利用者の理解のために必要な契約証書」を有しているかどうかにかかわらず、「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量」の開示を求めるべきである。日本の場合、具体的な契約証書を有していない場合でも、電力やガスの供給業者及び購入量の情報があれば、マーケット基準による測定は可能な状況であると認識している。

14. ISSB 基準は、削減効果を説明する目的で「契約証書に関する情報」の開示を要求していると理解している。その趣旨に沿った開示として、気候基準案では「契約証書に関する情報」と「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量」のいずれかを要求しているものと理解している。気候基準案第 57 項に「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量」を明記したことの趣旨を再確認し、修正案がその趣旨を反映した記載になっているかどうかを検討する必要がある。

15. 気候基準案では「契約証書に関する情報」と「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量」いずれかの開示を要求しているが、ISSB 基準では「契約証書に関する情報」の開示を要求している点、及び、海外における排出量についてはいず

れの開示も困難なケースも想定される点を考慮し、気候基準案第 57 項の修正を検討しているという理解でよいか、確認したい。

16. 修正案について、「利用者の理解のために必要な契約証書」を有していない場合は、「契約証書に関する情報」と「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量」のいずれも開示は不要となり、「ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量」のみの開示が要求されることになるという理解でよいか、確認したい。

17. IFRS S2 号第 29 項(a)(v)の解釈について、国際的な整合性に関連するため、2 点確認したい。1 つは、修正案が利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がない場合を想定しているのかどうか、もう 1 つは「企業の『スコープ 2』の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な」という記載は、「契約証書」ではなく、「契約証書に関する情報」に係っているという理解でよいかである。

温室効果ガスの種類別の開示（審議事項A2-2関連）

18. 特段の意見は聞かれなかった。

排出係数に対して寄せられたコメント（審議事項A2-3関連）

19. 特段の意見は聞かれなかった。

スコープ3温室効果ガス排出に関する開示（審議事項A2-4関連）

（スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示に関するその他のコメントに対する意見）

20. 気候基準案第 76 項の「ある部分」という文言を維持するとの事務局の提案に賛成である。また、「稀な場合」という文言についても、ISSB 基準との整合性を重視して維持するという事務局の提案に異論はない。「稀な場合」は解釈の問題と考えており、実務においては保証の業務実施者と議論するものと考える。

（スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリー別の開示に対する意見）

21. スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリー別の開示は、ISSB 基準に基づく情報からさらに分解することを求める定めである。一方で、実務においては類似するカテゴリーの数値を「その他」に集約するような対応も考えられる。このような対応が基準に基づき認められるかどうかを、結論の背景に記載することが考えられる。

（スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性に判断規準に対する意見）

22. スコープ 3 温室効果ガス排出の算定実務は発展途上であるため、重要性の判断規準に関する定めを置かず、企業の実態を踏まえた判断に委ねるという、事務局の提案に賛成である。

23. スコープ 3 温室効果ガス排出の開示に対する保証については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、企業の実態を踏まえた経過措置等の検討がなされることが望ましい。

24. 仮に定量的閾値を設定した場合、かえって企業における実務上の負担が増える場合があるとの懸念に同意である。また、スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示においても、適用基準案における重要性に関する定めが適用されることについては、明確に記載すべきと考える。重要性の判断については、定量的な観点だけでなく定性的な観点での判断も含まれるということであるため、当該重要性の判断に基づき企業の実態に即した開示がなされることが適当と考える。

（スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性に判断規準に関して寄せられたその他のコメント対する意見）

25. 政策保有株については、事業会社の株式保有目的にかかわらず、スコープ 3 のカテゴリー15「投資」に含まれることを明らかにすることが考えられる。

スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示（審議事項 A2-5 関連）

26. スコープ 1 及びスコープ 2 とスコープ 3 とでは、温室効果ガス排出量の削減に向けたマネジメントの管理可能性が異なること等が考えられるため、その合計値の開示を要求することの合理的な説明は難しいと考える。

27. 利用者にとって 3 つのスコープの温室効果ガス排出の合計値は有用であり、作成者においても比較的労力がかからないものと考えられるものの、当該開示を要求しないことで、重要性がある情報が欠如することにはならないと考える。

28. 公開草案の提案内容を変更する場合、利用者の利便性の観点に関する分析だけでなく、他の反対意見についても分析が必要と考える。例えば、3 つのスコープの温室効果ガス排出の合計値には性格の異なる情報が混在しており利用者の誤解を生じ

させる可能性があるとの意見、スコープ 3 温室効果ガス排出量が比較的大きい場合に企業の削減努力等に関する情報が見えにくくなってしまう可能性があるとの意見等がある。

29. 3 つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求めない場合でも、タクソノミの設定には含めることが考えられる。

30. 3 つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を把握し、企業がさらされている気候変動リスクの全体像を理解したうえで、具体的にどのスコープの温室効果ガス排出が多いのか、スコープ 3 温室効果ガス排出が多い場合には、どのカテゴリーが多いのか、といった分析を利用者が行っていることは、結論の背景に記載して残すべきである。

31. IFRS S2 号において要求されていないものの、「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ」に 3 つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値が含まれることにより、このことが国際的な実務を方向付ける可能性がある。そのため、当委員会においては、国際的な開示の傾向を踏まえ、適用後レビューなどのプロセスを通じて、将来において、基準の修正が必要かどうかを検討することが考えられる。

表示単位及び端数処理（審議事項 A1-2 関連）

32. 本公開草案における、温室効果ガス排出の端数処理に関する記述（気候基準案 BC105 項及び BC106 項）を削除することに賛成する。端数処理に関する詳細な記述は、ISSB 基準と異なる定めとする意図はないにもかかわらず、ISSB 基準と差異があるかのような誤解を生じさせる可能性がある。

内部炭素価格（審議事項 A2-6 関連）

（内部炭素価格そのものの開示に対する意見）

33. 内部炭素価格そのものの開示に懸念がある。例えば、企業が気候対策の一環で追加的なコストを負ってカーボン・クレジット等を購入している場合、当該クレジット等の価格は内部炭素価格そのものである。当該価格を開示することは、企業の調達販売戦略そのものを開示することにほかならず、購入者及び販売者の双方にとって不利益が生じる可能性があり、また市場を歪めることにもつながる可能性がある。このような懸念は、適用基準案における商業上の機密情報の定めに基づき対応することができるかどうかを確認したい。また、欧州や米国のサステナビリティ開示基準では、こうした商業上の機密情報に対する懸念に配慮されているかどうかを確認

したい。

34. 前項のとおり、内部炭素価格そのものの開示がカーボン・クレジット市場に影響を与え得るとすれば、これは開示の枠組みの中で対応するのではなく、取引市場における規制又は法令の枠組みの中で対応していく必要があるのではないか。

35. 今後、炭素価格に関する市場が整備されれば、内部炭素価格が収斂されていくことも考えられる。しかし日本の場合は、カーボン・クレジット市場の整備は始まったばかりであり、市場形成には時間がかかるため、内部炭素価格の開示が市場の整備に先行することが想定される。そのため、内部炭素価格そのものの開示には懸念が残る。経過措置も含めて再度検討すべきである。

36. 内部炭素価格そのものの開示には反対である。内部炭素価格は、企業にとってコスト情報であり、販売価格に反映されて回収される。この点を考慮すると、内部炭素価格そのものの開示は、企業の価格交渉において不利となる要素になり得る。開示を要求する場合には、内部炭素価格が利用者の意思決定において、どのように有用であるのか、またどのように利用されているのかについて議論を深めるべきである。

37. 利用者の視点からは、内部炭素価格は企業価値評価に用いられ、資本コストと同様の取扱いになると考えられる。投資家が利用する情報は、経営判断、投資判断等の企業の意思決定に用いられる全社的な内部炭素価格であり、例えば、設備投資に関するもの等である。このため、SSBJ 基準に基づき開示対象となる内部炭素価格は限定されると考えられる。

38. 内部炭素価格は、設備投資に関するものだけでなく、ヘッジ目的のものもあると理解している。ヘッジ目的であったとしても、一定規模の金額の場合は経営判断が行われ、企業の経営に影響を与え得る。商業上の機密情報に該当する場合と該当しない場合の差が不明確である。

（同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合や、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱いに対する意見）

39. 米国及び欧州のサステナビリティ開示基準においては複数の内部炭素価格を用いている場合が想定されていることを踏まえると、SSBJ 基準において当該複数の内部炭素価格に関する取扱いを削除することによって、日本基準上の当該取扱いが不明確となり、サステナビリティ保証を実施する際の基準間の解釈に差が生じる可能性がある。当該取扱いについては、少なくとも結論の背景において追加の説明を記

載すべきである。

40. 企業の内部炭素価格は地域又は事業によって大きな差がある場合があるため、複数の内部炭素価格を範囲で示すことを記載したというのが本公開草案の趣旨と考える。複数の内部炭素価格を範囲で示す記載を削除する場合には、この公開草案の趣旨が損なわれる可能性があるため、何らかの追加の対応が必要と考えられる。

41. 複数の内部炭素価格が想定されることを前提としたうえで、その場合の開示については企業の判断に委ねるというのが修正案の趣旨と理解しているため賛成する。ただし、本公開草案の記載を削除するにあたり、この修正案の趣旨を結論の背景に記載すべきである。

（内部炭素価格に関する情報が、機会に関する商業上の機密情報であると判断される場合の取扱いを明確にすべきとのコメントに対する意見）

42. 適用基準案において、サステナビリティ関連の「機会」に関する情報は、商業上の機密情報の対象となるものの、サステナビリティ関連の「リスク」に関する情報は、商業上の機密情報の対象とはならないことを理解した。その場合、販売価格は商業上の機密情報に該当する場合には開示せず、一方、リスク対応として購入した場合であってもコスト情報は商業上の機密情報に該当しないため開示することになると考えられる。開示の非対称が生じる可能性があることに違和感がある。

43. 商業上の機密情報はすべての機会ではなく、サステナビリティ関連の機会を対象としていると考えられる。そのため、コスト情報については該当する場合はないと考えられるものの、場合によってはあり得るとも考える。商業上の機密情報に関する明確化が必要と考える。

44. 商業上の機密情報については適用基準案において定められるため、内部炭素価格について商業上の機密情報に関する追加の定めを置かないという事務局の提案に賛成する。これは、仮に個別の事項について商業上の機密情報に関する要件を具体化した場合には、当該個別の事項のみが商業上の機密情報の対象になるかのような誤解が生じる可能性があるためである。

（追加のガイダンス等に対する意見）

45. 内部炭素価格について追加のガイダンスを提供することに賛成する。ただし、内部炭素価格のほかにも、当委員会としてガイダンスの提供を検討している項目があるため、当委員会として対応が必要なガイダンスの優先順位付けを行うことが重要で

ある。

以　上